### こうとうがっこうとうしゅうがくしえんきんせいど高等学校等就学支援金制度

令和2年7月~

#### 1. 制度の概要

#### 【制度概要】

御家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。愛媛県立高等学校・中等教育学校(後期課程)では、約90%の生徒が利用しています。

#### 【受給資格】

高等学校・中等教育学校(後期課程)等に在学する、**日本国内に住 所を有する方**が対象です。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象となりません**。

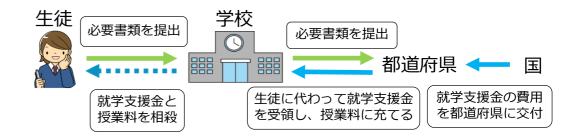
・保護者等の所得について、<mark>以下の算定式により計算した額が、</mark> 30万4,200円以上の方(年収目安約910万円以上の方)

[算定式] (市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額

- ・高校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業又は修了した方
- ・高校等に在学した期間が通算して36月(定時制・通信制等の場合は別途算定)を超えた方

#### 2. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者(都道府県、学校法人等)が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。生徒や保護者が直接受け取るものではありません。



#### 3. 受給資格の認定

利用のためには、**申請が必要です**。学校から案内があるので、必ず申請書類(マイナンバー関係書類等を含む)を学校に提出してください。 ★**令和2年度から、オンライン申請もできるようになりました。** 

提出された書類を基に、都道府県が受給資格の認定を行います。

毎年7月頃、御家庭の所得情報が更新されるので、都道府県はこれに基づいて改めて受給資格の確認を行います。この時には、<u>申請時に提出されたマイナンバーを利用し、都道府県が確認作業を行うため、マイナンバー関係書類の再度の提出は不要です</u>。

- ※マイナンバーは、法令に定められた必要な範囲内のみで、就学支援金の支給に関する 事務に活用します。
- ※意向確認書類(保護者等情報や課税地の変更の有無を含む。)の提出が必要な場合があります。

#### <オンライン申請について>

- ① パソコン、スマートフォンから以下のURLを入力してアクセスする。 https://www.e-shien.mext.go.jp/ 右下のQRコードを読み取ってもアクセスできます。
- ② ログインID,パスワードを入力し、「ログイン」ボタンをクリック。 ※ID・パスワード通知書は、個々人に学校が配付します。
- ③ 画面の指示に従い、必要事項を入力して登録する。



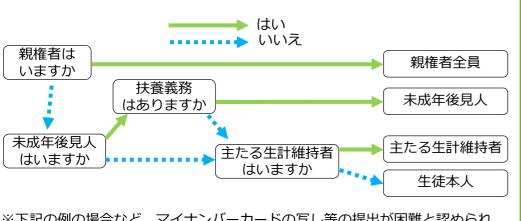
#### (注意事項)

- ・虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、刑罰に処されることなどがあります。
- ・保護者等のマイナンバーを明らかに出来る書類は、原則、<u>親権者全員分(例:親権者が両親ならば2名分)</u>が必要です。詳細は下図をご覧く ださい。

#### 4. 提出書類(各校へ提出)

対象	提出書類
オンライン申請される 方	○高等学校等就学支援金に係る提出書類等確認票 ○個人番号カード(写)等貼付台紙又は課税証明書等 ○個人番号利用目的同意書(個人番号提出者のみ)
紙で申請される方 ※申請書類は、各学 校へ問い合わせくだ さい。	○高等学校等就学支援金に係る提出書類等確認票 ○高等学校等就学支援金受給資格認定申請書(様式第1号) ○個人番号カード(写)等貼付台紙又は課税証明書等 ○個人番号利用目的同意書(個人番号提出者のみ)
申請されない方	〇高等学校等就学支援金に係る提出書類等確認票

#### 誰のマイナンバーの提出が必要か?



※下記の例の場合など、マイナンバーカードの写し等の提出が困難と認められる場合は、上図と異なる場合があります。

提出が困難な場合や、締切に間に合わない可能性のある場合は、まず学校等にご相談ください。

(マイナンバーの提出が困難と考えられる場合の例)

- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合
- ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合等

#### 5. 提出期限

#### 〇オンライン申請される方

- ①学校からログインID等の交付を受けてください。
- ② 月 日までに、オンライン申請を実施してください。
- ③ 月 日までに、提出書類を学校へご提出ください。

#### O紙で申請される方

① 月 日までに、提出書類を学校へご提出ください。

#### 〇申請されない方

① 月 日までに、確認票を学校へご提出ください。

#### 6. 奨学のための給付金について

就学支援金とは別に、低所得世帯の<u>授業料以外の教育費</u>を支援する 『奨学のための給付金』という制度もあります。(返済不要) 7月中旬頃に、在籍校を通じて別途ご案内いたします。

基準日: 原則として7月1日

対象者 : 生活保護世帯

住民税所得割額が非課税の世帯

(家計急変により非課税に相当することと

なった世帯も含む)

支給額 : 32,300円 ~ 129,700円

※世帯区分によって、支給額は異なります。

お問合せ先:愛媛県立〇〇〇〇〇学校

TEL \*\*\*-\*\*\*\*

URL https://\*\*\*\*\*\*.esnet.ed.jp/

こうとう がっこうとうしゅうがくしえんきん

# 高等学校等就学支援金の申請はマイナンパーで!

高等学校等就学支援金は、 国の授業料支援の仕組みです。



マイナンバーキャラクター **マイナ**ちゃん

申込みは、学校へ。

<u>マイナンバーで申請</u>してください。

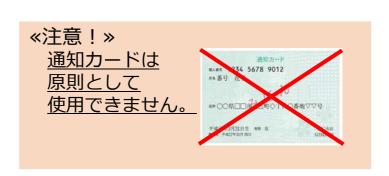
**▼必要なもの**(**いずれか**をご用意ください)

①マイナンバーカードの裏面コピー

または

②マイナンバーが記載された 住民票写し ※住民票記載事項証明書でも可





このほか、本人確認のためにマイナンバーカードの表面や、身分証明書のコピー等が必要になる場合があります。詳しくは、学校からのお知らせを確認してください。

入学時等に**マイナンバーを提出して認定を受けた場合**、その後も所得制限に該当しなければ、**3年間(定時制・通信制は4年間)、原則手続不要**です。



- ※途中で保護者が変わったり、住所が変わったりした場合は、 手続きが必要になることがあります。
- ※一度所得制限に該当した方が、再度支給を受けようとすると きには、再度申請手続が必要です。

1年生 〉 2年生 〉 3年生

## こうとうがっこうとうしゅうがくしえん きん 高等学校等就学支援金

#### 対象

高校等(高等学校、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年生)、専修学校(高等課程)など) (こ在学中で、日本国内に住所を有する方。

ただし、次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- ・高校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業又は修了した方
- ・高校等に在学した期間が通算して36月(定時制・通信制等の場合は48月)を超えた方
- ・保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、30万4,200円以上の方

#### 【計算式】市町村民税の課税標準額×6% - 市町村民税の調整控除の額



ご自身の課税標準額などは**マイナポータル**で「**あなたの情報**」から確認できます。(マイナンバーカードが必要です。)

マイナポータルHP



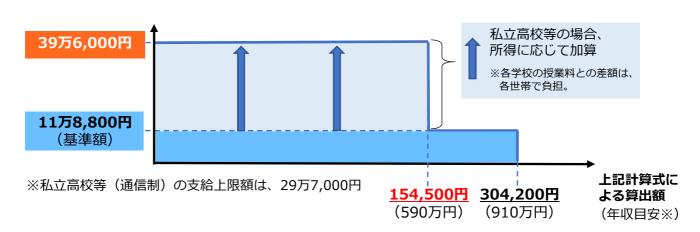
#### 支給額

(1) **国公立高校**に通う生徒: 公立高校授業料相当額(**年額11万8,800円**)

国公立高校は授業料負担が実質0円になります。

(2) **私立高校等**に通う生徒: (<mark>年額最大39万6,000円</mark>) 下図のとおり、所得に応じ支給額は変わります。 就学支援金とは別に、都道府県 独自の経済的支援があります。 詳しくは各都道府県にお問合せ ください。

全日制高校の場合の支給上限額



※年収目安は、保護者2人・高校生・中学生の4人家族で、保護者の一方が働いている場合の目安であり、 家族の人数や年齢、働いている人の人数等で、実際に対象となる年収目安は変わるのでご注意ください。